

平成29年2月24日
東海旅客鉄道株式会社

「川崎市環境影響評価に関する条例」に基づく
環境影響評価書【川崎市】の変更について

当社では、川崎市環境影響評価に関する条例（以下、条例）に基づき「中央新幹線（東京都・名古屋市間）法対象条例環境影響評価書【川崎市】（平成26年8月）」（以下、環境影響評価書【川崎市】）を作成し、公表しております。

この度、中央新幹線東百合丘非常口新設の工事計画を具体化したため、条例に基づき、環境影響評価書【川崎市】の内容を一部変更し、川崎市に対して変更の届出を行いましたので、お知らせいたします。

なお、今回の変更により、環境影響評価書【川崎市】に記載している環境に対する予測・評価が変わるものではありません。

1. 提出した資料

- ・法対象条例方法書等変更届

2. 変更の内容

環境影響評価書【川崎市】（資料編）における、工事位置D地区（東百合丘非常口付近）の次の項目を変更しました。

○「3 工事計画」における以下の表を変更しました。

- ・表3-2-4 工事工程表（ページ：事3-2-5）
- ・表3-3-4 建設機械台数（ページ：事3-3-9）
- ・表3-4-4 資材及び機械の運搬に用いる車両の走行台数（ページ：事3-4-3）

○「1 地域交通（交通混雑、交通安全）」における以下の表を変更しました。

- ・表1-8-1（4）工事用車両の走行台数（ページ：環1-8-2）

3. その他

- ・変更の詳細を掲載した資料は、当社HPにおいて公表いたします。
- ・川崎市内ではその他の工事についても、工事計画が具体化した段階で、評価書等の記載内容に変更がある場合には、その都度、同様の手続きを行ってまいります。